

八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定書

大田原市・棚倉町

八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定書

大田原市（以下「甲」という。）及び棚倉町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。）を行った甲と連携の意思を有する乙との間において、相互に役割を分担して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算

して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月27日

甲 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市

大田原市長

津久井富雄



乙 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地
棚倉町

棚倉町長

湯座一平



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 保健・医療

① 地域医療ネットワークの充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
医療を適切に切れ目なく提供できるよう医療機関の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、広く地域医療ネットワークの充実に図る。	乙と連携して、医療機関の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実に図る。	甲と連携して、医療機関の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実に図る。

② 健康増進事業の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
健康増進に関する取組を圏域内の住民に普及啓発し、健康増進事業の推進を図る。	乙と連携して、健康増進に関する取組を圏域内の住民に普及啓発し、健康増進事業の推進を図る。	甲と連携して、健康増進に関する取組を住民に普及啓発し、健康増進事業の推進を図る。

(2) 福祉

① 子育て支援の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内において、子育て支援の充実に図るため、連携して事業を実施する。	乙と連携して、子育て支援に関する事業の充実に図る。	甲と連携して、子育て支援に関する事業の充実に図る。

② 介護予防の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
介護予防に関する取組を圏域内の住民に普及啓発し、介護予防事業の充実に図る。	乙と連携して、介護予防に関する取組を圏域内の住民に普及啓発し、介護予防事業の充実に図る。	甲と連携して、介護予防に関する取組を住民に普及啓発し、介護予防事業の充実に図る。

(3) 教育

① 図書館の相互利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館サービスの充実を図るとともに利用者の増加及び利便性の向上に取り組む。	乙と連携して、圏域内の図書館サービスの充実を図るとともに利用者の増加及び利便性の向上に取り組む。	甲と連携して、圏域内の図書館サービスの充実を図るとともに利用者の増加及び利便性の向上に取り組む。

② 教育講演会等の開催

取組内容	甲の役割	乙の役割
教育講演会等を連携して開催するなど情報の共有化に努め、住民の教養の向上を図る。	乙と連携して、教育講演会等を開催するなど情報の共有化に努め、住民の教養の向上を図る。	甲と連携して、教育講演会等を開催するなど情報の共有化に努め、住民の教養の向上を図る。

③ 小中学校の情報通信技術（ICT）環境整備等の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の小中学校における情報通信技術に関し、情報の共有化に努め、圏域内の児童生徒の教育の質の向上を図るため、情報通信技術の整備等の推進を図る。	乙と連携して、圏域内の小中学校における情報通信技術に関し、情報の共有化に努め、圏域内の児童生徒の教育の質の向上を図るため、情報通信技術の整備等の推進を図る。	甲と連携して、圏域内の小中学校における情報通信技術に関し、情報の共有化に努め、圏域内の児童生徒の教育の質の向上を図るため、情報通信技術の整備等の推進を図る。

(4) 産業振興

① 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内に存在する観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの検討を行うとともに、情報発信等を行う。	乙、観光産業に関わる関係団体等と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの検討を行うとともに、情報発信等を行う。	甲、観光産業に関わる関係団体等と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの検討を行うとともに、情報発信等を行う。

② 特産品の販路拡大

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、圏域の特産品の販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。 また、道の駅の相互連携により、人や物の交流の促進や圏域内の地産地消を推進する。	ア 圏域内の特産品の情報を共有し、乙とともに広くPRを行う。 イ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を乙に提供し、乙とともにPRや販路拡大に取り組む。 ウ 道の駅の相互連携を図り、乙とともに圏域内の地産地消を推進する。	ア 圏域内の特産品の情報を共有し、甲とともに広くPRを行う。 イ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を甲に提供し、甲とともにPRや販路拡大に取り組む。 ウ 道の駅の相互連携を図り、甲とともに圏域内の地産地消を推進する。

(5) 環境

① 電気自動車等の導入促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境保全に関連する活動に連携して取り組む。	乙と連携して、圏域内のEV・PHV普及促進を図るため、公用車としてのEV及びPHVの導入を図るとともに環境整備に向け連携して取り組む。	甲と連携して、圏域内のEV・PHV普及促進を図るため、公用車としてのEV及びPHVの導入を図るとともに環境整備に向け連携して取り組む。

(6) 防災

取組内容	甲の役割	乙の役割
大規模災害時における相互応援体制を含めた圏域内の防災体制の整備を図るため、防災計画・防災訓練、備蓄計画・調達計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。	ア 大規模災害時における相互応援体制を含めた防災体制の整備を図るため、乙と防災計画・防災訓練、備蓄計画・調達計画等の情報を共有する。 イ 乙と連携して、圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。	ア 大規模災害時における相互応援体制を含めた防災体制の整備を図るため、甲と防災計画・防災訓練、備蓄計画・調達計画等の情報を共有する。 イ 甲と連携して、圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。

(7) その他

① 情報発信システム等の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、情報発信システム等の整備について検討するとともに情報の共有化に努める。	圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、乙と連携して、情報発信システム等の整備について検討するとともに情報の共有化に努める。	圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、甲と連携して、情報発信システム等の整備について検討するとともに情報の共有化に努める。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) インフラ整備に関する要望活動等

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の利便性向上と物流機能向上のため、市町間を接続する幹線道路の整備促進等について要望活動等を行う。	ア 乙と連携して、圏域における市町間を接続する幹線道路の整備促進について、関係機関へ要望活動等を行う。 イ 乙と連携して、圏域住民の利便性向上を図るため、甲乙間を接続する道路の整備等を行う。	ア 甲と連携して、圏域における市町間を接続する幹線道路の整備促進について、関係機関へ要望活動等を行う。 イ 甲と連携して、圏域住民の利便性向上を図るため、甲乙間を接続する道路の整備等を行う。

(2) 圏域内の交流促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域の資源を活かしたイベント等を連携して開催し、圏域住民の交流を促進する。 また、滞在型、体験型観光を促進するとともに、グリーンツーリズムを推進し、地域経済の振興を図る。	乙と連携して、圏域内で実施する各種イベント等について、甲の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進し、地域経済の振興を図る。	甲と連携して、圏域内で実施する各種イベント等について、乙の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進し、地域経済の振興を図る。

(3) 文化財等の連携

取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財、史跡等の情報を連携して発信し、地域経済の振興を図る。	乙と連携して、文化財、史跡等の情報を発信し、地域経済の振興を図る。	甲と連携して、文化財、史跡等の情報を発信し、地域経済の振興を図る。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。	乙と連携して、職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。	甲と連携して、職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。

(2) 外部からの人材確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。	乙と連携して、圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。	甲と連携して、圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。

(3) コンピュータシステムの共同利用等

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。	乙と連携して、圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。	甲と連携して、圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。

(4) 地域人材の活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内において、様々な分野で知識や技能を有する人材等や地域で活躍している団体等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。	乙と連携して、様々な分野で知識や技能を有する人材等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。	甲と連携して、様々な分野で知識や技能を有する人材等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。